

# 戸籍証明書等申請書(郵送用)

令和 年 月 日

市区町村長様

請求者	住所	〒		
	ふりがな		電話番号	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 勤務先 ( )
	氏名			
自署でない場合は、必ず押印をお願いします				

請求者の本人確認できる書類の写しを同封してください(氏名・生年月日・住所の記載のあるもの)

個人番号カード    運転免許証    健康保険証    その他 ( )

証明書の種類	手数料	通数	証明書の種類	手数料	通数
戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書)	450円	通	除籍謄本 (除籍全部事項証明書)	750円	通
戸籍抄本 (戸籍個人事項証明書)	450円	通	除籍抄本 (除籍個人事項証明書)	750円	通
改製原戸籍謄本	750円	通	附票(全部)	※ 200円	通
改製原戸籍抄本	750円	通	附票(一部)	※ 200円	通
その他 ( )	円	通	身分証明書	※ 300円	通

※手数料は「中標津町」の手数料です。他市区町村にご請求の場合はご確認ください。

本籍	
筆頭者	生年月日 ( )
必要な方の氏名	※抄本が必要な方は必ず記入してください 生年月日 ( )
請求者と筆頭者との関係	<input type="checkbox"/> 本 <input type="checkbox"/> 夫妻 <input type="checkbox"/> 父母 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 孫 その他( ) ※関係が確認できない場合は戸籍謄本等の写しが必要です。
使用目的	<input type="checkbox"/> 戸籍届出 → ( )届 <input type="checkbox"/> パスポート申請 <input type="checkbox"/> 年金手続き <input type="checkbox"/> 相続手続き → ( )死亡による相続手続き ↳ <input type="checkbox"/> 出生までさかのぼったもの各( )通 ↳ <input type="checkbox"/> ( )から( )まで各( )通
<備考>	※必要な事項がある場合はご記入ください 例: 標津郡中標津町〇条〇丁目〇番地の住所が載った附票

# <<請求方法>>

下記の書類をそろえて、本籍地の市区町村へご請求ください。

- ① 戸籍証明書等申請書(郵送用)
- ② 手数料(郵便局発行の定額小為替または現金書留)  
※郵便切手、収入印紙での請求はできません。  
※定額小為替には何も記入をせず、そのまま送付してください。
- ③ 返信用封筒(切手を貼ったもの)  
送付先は住民登録地が原則となります。  
お急ぎの場合は速達扱いでご用意ください。

※おつりが発生した場合、返信用封筒に応じて下記のとおり対応いたします。  
・現金書留…現金                      ・現金書留以外…定額小為替

- ④ 申請者の本人確認書類の写し  
顔写真付きのもの→1点で確認(運転免許証やマイナンバーカード等)  
顔写真付きでないもの→2点で確認(健康保険証や診察券等)

※請求したい戸籍証明書がご本人または同じの戸籍の方以外の場合は、  
上記のほかにその関係を証明できる書類(戸籍の写し等)が必要になります。

## ○委任状について

次に該当する方は、使用目的を記入し本人の署名・押印のある委任状を必ず添付してください。

- ・戸籍証明 →本人または配偶者、直系尊属・卑属以外の方が請求するとき
- ・身分証明書 →本人以外の方が請求するとき

(偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、5万円以下の過料に処せられます。  
(戸籍法第133、134条)プライバシーの侵害又は差別的な事柄につながるような不当な  
請求には応じられません。)

## ○戸籍の電算化について

中標津町では平成20年1月26日より戸籍事務を電算化しました。

平成20年1月26日までに、死亡や婚姻などでその戸籍から除かれている方は、改製後の戸籍  
及び附票には記載されません。また、附票については電算化時点での最終住民登録地からの履  
歴になります。

お問合せ先

〒086-1197 標津郡中標津町丸山2丁目22番地  
中標津町役場戸籍住民係

TEL 0153-74-0846







